

2月20日現在の
 会員数 334
 日本政策金融公庫
 融資利率
 普通貸付 2.55～3.55%
 (第3者保証人不要分)
 マル経貸付 1.6%
 (H26. 2. 20現在)

猪名川町商工会 IT情報誌

第153号:2014/2/20
 発行責任者 安井 一弘

Bnet

2 February

TEL:766-3012 FAX:766-4531

平成25年度補正 中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業補助金 (1次締切3月14日(金)、2次締切5月14日(水))

中小企業・小規模事業者が取り組む試作品・新サービス開発、設備投資等による新しいチャレンジを支援する国の補助金支援メニューの公募要領が発表されました。

【対象要件】

認定支援機関(猪名川町商工会も該当)に事業計画の実効性等が確認された中小企業・小規模事業者であり、以下の要件のいずれかを満たすもの

- (1)「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用していること
- (2)革新的なサービスの提供等を行い、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること

【補助対象事業】

	ものづくり技術	革新的サービス
1. 成長分野型 ・補助上限額:1,500万円 ・補助率:2/3 ・設備投資が必要	「成長分野」とは、 「環境・エネルギー」「健康・医療」「航空・宇宙」とします。 【参考:日本再興戦略(平成25年6月14日)P54】 本類型に申請可能な者は、専ら、上記の3分野のいずれかに関する試作品・生産プロセスの改善・新サービス開発に取り組む者となります。	
2. 一般型 ・補助上限額:1,000万円 ・補助率:2/3 ・設備投資が必要	補助対象要件を満たす案件は、すべて申請可能です。 ※「1. 成長分野型」「3. 小規模事業者型」に該当する申請も、一般型に申請可能ですが、複数の申請はできません。	
3. 小規模事業者型 ・補助上限額:700万円 ・補助率:2/3 ・設備投資は不可	申請可能な者は、「中小企業基本法」第2条第5項(昭和38年7月20日法律第154号)の「小規模企業者」に限ります。(24ページの「小規模企業者」についてを参照してください。)	

【補助対象経費】

原材料費、機械装置費、直接人件費
 技術導入費、外注加工費、委託費、
 知的財産権等関連経費、運搬費
 専門家謝金、専門家旅費、雑役労務費

【留意事項】

「主たる技術的課題の解決方法そのものを外注又は委託する事業」や「試作品等の製造・開発を他社に委託し、企画だけ行う事業」等は補助対象にならない事業がございますので公募される際には公募要領をご確認ください。

公募要領に関しては兵庫県中小企業団体中央会のホームページ<http://www.chuokai.com/>まで。
 当商工会も認定支援機関になっていますので、お申し込みをお考えの際には一度ご相談ください。

労災保険加入について

労働者(アルバイト含む)を一人でも雇用していれば、事業主は加入手続を行わなければなりません。労働者の方が業務中や通勤途上に事故にあった場合に、必要な保険給付を受ける制度です。労災保険料は、例えば飲食店だと給料の3.5/1000、美容業だと3/1000を事業者の負担となります。
 (例)飲食店で月額給料50,000円の従業員に対しては、月額175円の事業所負担となります。
 労災保険の内容や負担等についてのお問い合わせは商工会までご相談ください。

小規模企業共済について

小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、第一線を退いたときに、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。掛金の全額所得控除や共済金を一括で受け取る場合には退職所得扱いになるなど、払い込む時・受け取る時とダブルの節税効果が得られます。また共済金の受給権は差押禁止債権になっています。お申し込みは商工会窓口でも受付可能ですのでご相談ください。